



見本(2017年版より)

- ▶建築基準法と他の法令との関係も、チェック項目ごとに可能な限り取り入れ、広い視野に立って判断できるようにしてあります。
- ▶法令チェック項目と、官庁での審査項目とを対応させ、一番ポイントになる部分に力点をおいて説明してありますので最小限の努力で最大の効果が得られます。

便利な機能

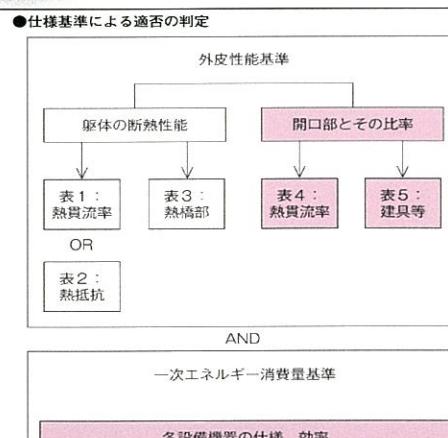
- 目次からのリンクによるジャンプ
- 各頁の上部中央には目次の該当頁へ戻るリンクを設定
- 全文検索機能付き

カラーで見る申請手続のマニュアル

むずかしい法令を徹底的に図表化して、カラー印刷で見やすくするなど、申請する人の立場に立った分かりやすい誌面となっています。

用途地域内の建築制限概要①		用途地域										13-2	
表中表示	用途地域名	第低層 1住 種専	第低層 2住 種専	第中高層 1住 種専	第中高層 2住 種専	第住 種居	第住 種居	準 住 居	田 園 住 居	近 隣 商 業	商 業	準 工 業	工 業 専 用
兼用住宅(店舗・事務所等の部分が一定規模以下のもの)		* 1	* 1	* 1									
* 上記にかかわらず政令で特許扱いがされるもの	建築物用途												
住宅・共同住宅・寄宿舎・下宿													
兼用住宅(店舗・事務所等の部分が一定規模以下のもの)													
* 1. 兼用住宅は床面積の1/2以上を居住用に供し、かつ、次の各号の一に掲げる用途でその部分の床面積合計50m ² 以下のものに限り建築可能(▶法令130の3)													
1. 事務所(ただし、大臣指定のものは除く。…未指定)													
2. 日用品販売を主たる目的とする店舗・食堂・喫茶店**													
3. 理髪店・美容院・クリーニング取次店・質屋・貸衣装屋・その他これらに類するサービス業を営む店舗**													
4. 洋服店・骨屋・建具屋・自転車店・家庭電気器具店等サービス業を営む店舗(原動機出力合計≤0.75kW)**													
5. 自家販売のために食品製造(加工)業を営むパン屋・米屋・豆腐屋・菓子屋等(原動機出力合計≤0.75kW)**													
6. 学習塾・華道教室・囲碁教室等の施設**													
7. 美術品・工芸品を製作するためアトリエ・工房(原動機出力合計≤0.75kW)													
* 「店舗・飲食店等」で、第2種低住第、第1種中高住寺におけるものは、単独で一定規模まで建築可能。ただし、階数の制限がある(▶資料13-4)。													

内容見本
(B5判縮小)



外皮の断熱性能等に関する基準		地域区分								
単位住戸の種類	断熱材の施工法	部位	1	2	3	4	5	6	7	8
RC造等	内 断 热 工 法	屋根又は天井	0.27	0.35	0.37	0.53				
		壁	0.39	0.49	0.75	—				
		床	0.27	0.32	0.37	—				
RC造等	外 断 热 法	外気に接する部分	0.38	0.46	0.53	—				
		その他の部分	0.52	0.62	0.98	—				
		土間床等の外周部分の基礎	1.38	1.60	2.36	—				
RC造等	外 断 热 法	屋根又は天井	0.32	0.41	0.43	0.62				
		壁	0.49	0.58	0.86	—				
		床	0.27	0.32	0.37	—				
RC造等	外 断 热 法	外気に接する部分	0.38	0.46	0.53	—				
		その他の部分	0.52	0.62	0.98	—				
		土間床等の外周部分								

パソコン、タブレット・スマートフォンで閲覧可能(ストリーミング形式)

本書の電子版が無料でご覧いただけます! (2020年3月31日まで)

ご購読者 限定

2018 建築申請memo

編集／建築申請実務研究会

主な改正概要

- ・構造耐力上必要な軸組の倍率に関する変更等、建築基準関係法令の改正に基づく所要の補正を行いました。
- ・新たな用途地域である田園住居地域の追加等、平成30年4月施行の改正建築基準法のフォローアップ。
- ・建築物省エネ法に対応する住宅の仕様基準についての解説を加え、項目を充実させました。

電子版閲覧権限付
詳細は巻末をご覧ください

建築申請
memo
2018

新日本法規

B5判・総頁542頁
本体価格 4,400円+税 送料実費
0120-089-339 受付時間 8:30~17:00
ホームページ <http://www.sn-hoki.co.jp>
新日本法規 Web で 検索
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

掲載 内容

- | | | | |
|------------------------|---------|-------------|-----------------------|
| A 予備知識等 | ●敷地 | ●道路 | ●廊下・出口等 |
| ●申請準備 | ●用途地域 | ●容積率 | ●安全の検証 |
| ●基本知識 | ●建蔽率 | ●避難通路等 | ●福祉施設 |
| B 建築確認申請と関連する他法令による制約 | ●外壁・高さ | ●日影 | ●市街地整備 |
| ●営業の制約 | ●地域の制約 | ●防火・準防火地域 | ●住宅品質確保 |
| ●開発の制約 | ●境界の制約 | ●法22条区域 | D 申請準備・消防法その他
その対策 |
| ●防災・衛生の制約 | ●特殊建築物 | ●木造等の大規模建築物 | ●耐震化 |
| ●街づくりの制約 | ●防火区画 | ●シックハウス対策 | ●その他 |
| C 建築確認申請に対する建築基準法による制約 | ●界壁 | ●煙突 | ●環境 |
| ●内装制限 | ●内装制限 | ●排煙 | ●消防 |
| ●階段 | ●構造計算 | ●非常用照明 | ●建築用語 |
| E 付録 | ●一般構造規定 | ●昇降機 | ●申請書の作成 |

創立70周年
これからもお客様とともに

新日本法規出版

f 公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信

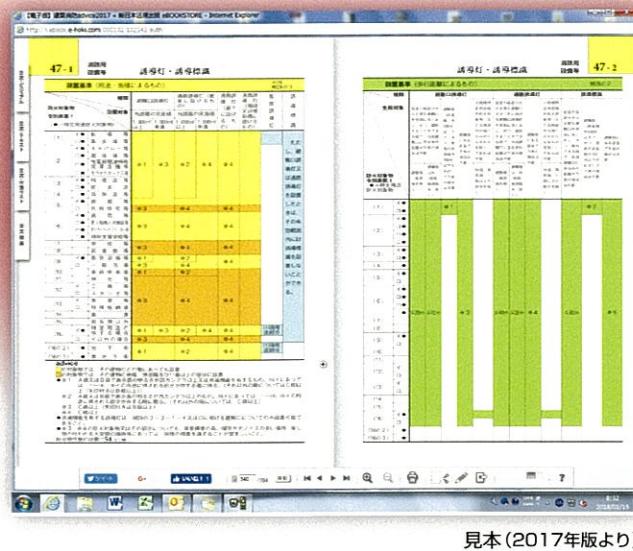


ご購読者限定

2018

建築消防advice

編集／建築消防実務研究会



見本(2017年版より)

パソコン、タブレット・スマートフォンで
閲覧可能(ストリーミング形式)

便利な機能

- 目次からのリンクによるジャンプ
- 各頁の上部中央には目次の該當頁へ戻るリンクを設定
- 全文検索機能付き

消防用設備等の基準 基本計画 21-2

既存の防火対象物に対する消防用設備等のそと適用

項目	説明
(1) 現に存し又は新築・増築・改築・移転・修繕・模様替えの工事中である防火対象物の消防用設備等のうち、次の(2)に掲げる消防用設備等以外のものは現行基準法令は適用されない。(ただし、(3)又は(4)に該当する場合は現行基準法令が適用される。) advice すなわち、現行の規定には不適合のままでよいの意味。ただし、従前の規定には適合している必要がある。	
(2) 既存そと適用を受ける消防用設 1. 消火器 2. 避難器具 3. 簡易消火用具 4. 自動火災報知設備 (令表第1の(1)項～(4)項、(6)に掲げる防火対象物に設 5. ガス漏れ火災警報設備 (令 項イ、(16)の2)項及び(16) 外の防火対象物で温泉の採 る。) 6. 漏電火災警報器 7. 非警報器具及び非常警報 8. 誘導灯及び誘導標識 9. 必要とされる防火安全性能 器具及び1～8に掲げる消 advice これらのものは、ス 応の面で重要である 合するよう設置しな 10. 「特定防火対象物」については される。なお、「特定防火対象物」 は適用に ついて 法17の2 の5 令34、34 の2、34 の3、34 の4、別 表第1	
(3) 「特定防火対象物」については される。なお、「特定防火対象物」 は適用に ついて 法17の2 の5 令34、34 の2、34 の3、34 の4、別 表第1	
項目別	
(1) イ 創劇場・映画館・演芸 口 公会堂・集会場	
イ キャバレー・カフェ 口 遊技場・ダンスホール	
ハ 性風俗関連特殊営業 に掲げる防火対象物	
二 カラオケボックスそ 設を含む。)において イ 待合・料理店その他	

47-1 消防用設備等 誘導灯・誘導標識

設置基準 (用途・面積によるもの)

種類	避難口誘導灯	通路誘導灯(居室に設けるもの)	通路誘導灯(廊下に設けるもの)	通路誘導灯(階段に設けるもの)	客席誘導灯	誘導標識
防火対象物 令別表第1 (●=特定用途防火対象物)	当該階の床面積 1,000m ² 以上 1,000m ² 未満					
(1) イ・劇場等 口・会場等	※1	※3	※2	※4	※4	
(2) ハ・性風俗関連特殊営業 二・カラオケボックスそ 設を含む。)						
(3) イ・料理店等 口・飲食店						
(4) イ・百貨店等						
(5) イ・旅館等 口・共同住宅等	※3	※4	※4	※4	※4	
(6) イ・病院等 口・老人施設等	※3	※4	※4	※4	※4	
(7) 学校等	※3	※4	※4	※4	※4	
(8) 図書館等	※3	※4	※4	※4	※4	
(9) イ・蒸気浴場等 口・一般浴場	※1	※2	※3	※4	※4	
(10) 車両停車場	※1	※2	※1	※2	※2	
(11) 神社等						
(12) イ・工場等 口・スタジオ等						
(13) イ・車庫等 口・特殊格納庫	※3	※4	※4	※4	※4	
(14) 倉庫						
(15) 前各項以外	※1	※3	※2	※4	※4	
ハ・イ・特定用途の	※1	※3	※2	※4	※4	

内容見本 (B5判縮小)

主な改正概要

平成30年6月15日に施行される住宅宿泊事業法に基づく届出住宅等に係る消防法令上の取扱いについて定めた通知を登載したほか、所要の補正、行政実例の追加等を行いました。

B5判・総頁710頁
本体価格 4,900円+税 送料実費
0120-089-339 受付時間 8:30～17:00
(土・日・祝日を除く)
ホームページ <http://www.sn-hoki.co.jp>
新日本法規 Web で **検索**
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



- E その他**
- 火災予防措置
 - 工事中の安全対策
 - 申請・届出・検査
 - 消防設備の点検
 - 防火対象物点検報告制度・防災管理点検報告制度
 - 融資制度
- F チェックリスト**
- 建物用途別設置基準
- G 特例**
- 特殊な条件下での消防用設備等の設置
 - 令32条によるもの
 - 既存防火対象物
 - 社会福祉施設等
 - 既存の物品販売店舗等
- H 附録**
- 消防用機器の取扱い
 - 区画貫通できる管類

A 基礎知識

- 動力消防ポンプ設備
- 自動火災報知設備
- ガス漏れ火災警報設備
- 漏電火災警報器
- 消防機関へ通報する火災報知設備
- 非常警報器具・設備
- 避難器具
- 誘導灯・誘導標識
- 消防用水
- 排煙設備
- 連結散水設備
- 連結送水管
- 非常コンセント設備
- 無線通信補助設備
- 総合操作盤
- パッケージ型消火設備
- 不活性ガス消火設備
- パッケージ型自動消火設備
- ハロゲン化物消火設備
- 粉末消火設備
- 屋外消火栓設備

B 基本計画

- 消防用設備等の基準
- 消防用設備等の性能規定化

C 消防用設備等

- 消火器
- 屋内消火栓設備
- スプリンクラー設備
- 水噴霧消火設備
- 泡消火設備
- 不活性ガス消火設備
- パッケージ型自動消火設備
- ハロゲン化物消火設備
- 粉末消火設備
- 屋外消火栓設備

有する消防の用に供する設備等

- 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
- 複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
- 特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
- 消防設備に関する設備等

D 危険物

- 危険物概要
- 製造所
- 屋内貯蔵所
- 給油取扱所
- 消火設備

新日本法規出版株式会社

本社 T460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
名古屋支社 T460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
東京本社 T462-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
大阪支社 T540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
札幌支社 T060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 T981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
高松支社 T760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
東京支社 T462-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
福岡支社 T810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
関東支社 T337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地



この印刷物は環境にやさしい
「植物性大豆油インキ」を使用しています。

2018

図解建築法規

編集 國土交通省住宅局建築指導課

本年版の特色

用途地域に「田園住居地域」が創設されたことに伴う建築基準法及び同法施行令の改正のほか、耐火構造等の構造方法の仕様や枠組壁工法の構造部材についての告示改正などにより、所要の補正を行った最新版です。

図表によるわかりやすい解説

建築法規の基礎知識から建築物の設計、工事着工、完了、維持管理にいたるすべての事項について、関連項目が一目でわかるよう、図や表を用いてわかりやすく解説した、建築法規のマニュアルです。

A5判・総頁1,202頁

本体価格 3,200円+税 送料実費

内容見本

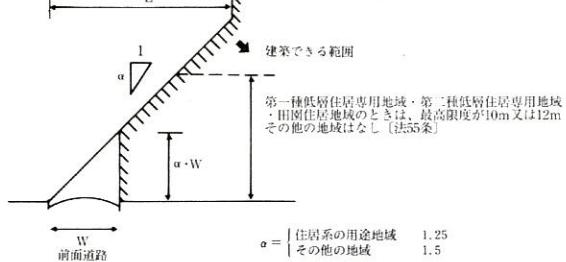
[A5判縮小]

第3章 健全な街造りのための基準 359

図表 234

道路斜線制限

L:適用距離 (法別表第三 (は) 項に掲げる数値)



図表 235

道路斜線制限 (法別表第三)

建物がある地域又は区域	敷地の基準容積率	適用距離	斜線の勾配
第一種低層住居専用地域	10分の20以下の場合	20m	
第二種低層住居専用地域	10分の20を超える場合	25m	
第一種中高層住居専用地域	10分の20を超える場合	30以下の場合	
第二種中高層住居専用地域			1.25
第一種住居地域			

③ 最低敷地面積の制限

従来、第一種・第二種低層住居専用地域については、必要に応じて都市計画で200m²を超えない範囲で敷地規模の最低限度を定めることができるとされていましたが、第一種・第二種低層住居専用地域以外の地域においても敷地の分割が行われ、市街地環境上問題を生じている状況を踏まえ、平成14年の改正により、最低敷地面積の制限を全ての用途地域の制限として一般化することとされた〔法53-2条〕。

この制限は、狭小敷地の利用を制約するため、建蔽率の限度が10分の8とされています。

この制限は、狭小敷地の利用を制約するため、建蔽率の限度が10分の8とされています。

創立70周年

これからもお客様とともに



新日本法規出版

受付時間 8:30~17:00
(土・日・祝日を除く)ホームページ <http://www.sn-hoki.co.jp>

新日本法規 Web で 検索

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

掲載内容

第1章 建築法規を学ぶまえに

第1節 建築法規の歴史

- ① 建築法規の生い立ちとその意義
- ② 日本における建築規制の歴史
- ③ 建築基準法の沿革

第2節 建築に関する諸法令のあらまし

- ① 建築物の敷地・構造・設備に関する法令
- ② 特定の用途の建築物に関する法令
- ③ 営業許可に関する法令
- ④ 危険物等の取扱い・貯蔵・処理に関する法令
- ⑤ 建築設備に関する法令
- ⑥ 都市計画・土地利用・環境保全・公害対策などに関する法令
- ⑦ 建築・住宅・開発等の助成に関する法令
- ⑧ 民法その他権利関係の法令

第3節 建築法規を理解するための基礎知識

- ① 法令の種類
- ② 法令の形式
- ③ 法令の用語

第4節 建築基準法の特色と適用範囲

- ① 建築基準法の特色
- ② 建築基準法の構成と適用範囲
- ③ 技術的基準（実体規定）の適用除外

建築物の安全性を確保するための技術的基準（建築基準法における単体規定）

第1節 建築物の安全性の確保

- ① 建築物の安全性とは
- ② 特殊建築物における安全性とは
- ③ 基準の表現
- ④ 基準と技術者の態度

第2節 建築物と敷地

- ① 敷地の衛生と安全
- ② 災害危険区域及び宅地造成工事規制区域内等の建築

第3節 建築物の構造強度

- ① 構造設計の原則
- ② 構造部材等
- ③ 構造細則規定
- ④ 構造計算

第4節 建築物の防火と避難施設

- ① 防火・避難計画の考え方
- ② 構造制限と防火区画
- ③ 避難施設等
- ④ 内装制限
- ⑤ 排煙設備
- ⑥ 非常用の照明装置
- ⑦ 非常用の入口
- ⑧ 非常用エレベーター
- ⑨ 中央管理室
- ⑩ 避雷設備
- ⑪ 地下街と地下道
- ⑫ その他

第5節 建築物の環境衛生などとそのための構造・設備

- ① 居室の採光・換気
- ② 居室の天井・床の高さと床の防湿方法
- ③ 火気使用室の換気の基準
- ④ 地階における住宅等の居室
- ⑤ 共同住宅等の遮音構造
- ⑥ 階段の一般構造基準
- ⑦ 空気調和・換気設備
- ⑧ 便所と浄化槽
- ⑨ 給排水設備・その他の配管設備
- ⑩ 冷却塔設備
- ⑪ 昇降機（エレベーター、エスカレーター等）
- ⑫ その他の設備に関する基準
- ⑬ シックハウス対策

第6節 簡易構造建築物に対する規制の合理化

- ① 簡易な構造の建築物に対する建築規制の合理化

第7節 その他

- ① 独立煙突・鉄塔・記念塔・広告塔・サイロなどの工作物
- ② 展望用エレベーターなどの観光施設及びコースター・メリーゴーラウンド・飛行塔などの遊戯施設
- ③ 工事現場の危害防止
- ④ 建築材料の品質

第3章 健全な街作りのための基準（建築基準法における団体規定）

第1節 都市の建築物に対する基準

- ① 都市計画と建築
- ② 都市計画法と建築基準法
- ③ 都市計画に関連する他の法令

第2節 道路による建築制限

- ① 建築と道路
- ② 道路の定義
- ③ 敷地と道路の関係
- ④ 道路内の建築制限
- ⑤ 壁面線

第3節 用途制限

- ① 用途制限の意義
- ② 用途地域の種類と建築制限
- ③ 例外的な建築許可
- ④ 特別用途地区
- ⑤ 特殊な用途の建築物の位置
- ⑥ その他

第4節 建築物の面積、高さ及び敷地面積の関係

- ① 容積率
- ② 建蔽率
- ③ 最低敷地面積の制限
- ④ 第一種低層住居専用地域等内の高さの限度と壁面の位置
- ⑤ 道路の幅員による高さの制限（道路斜線制限）
- ⑥ 隣地境界線による高さの制限（隣地斜線制限）
- ⑦ 住居専用系の用途地域内の北側の高さの斜線制限（北側斜線制限）
- ⑧ 斜線制限と同程度の採光等を確保する建築物に係る同制限の適用除外

- ⑨ 日影による中高層建築物の高さの制限
- ⑩ その他

第5節 防火地域等

- ① 防火地域制の意義
- ② 防火、準防火地域内の建築制限
- ③ その他
- ④ 特定防災街区整備地区

第6節 地区計画等

- ① 地区計画等とは
- ② 地区計画・地区整備計画
- ③ 防災街区整備地区計画・特定建築物地区整備計画・防災街区整備地区整備計画
- ④ 沿道地区計画・沿道地区整備計画
- ⑤ 集落地区計画・集落地区整備計画

第7節 その他

- ① 総合的設計による一団地の建築物
- ② 連担建築物設計制度
- ③ 総合設計制度と一団地認定制度の一本化
- ④ 建築協定
- ⑤ 景観地区
- ⑥ 建築物の敷地が区域・地域・地区の内外にわたる場合の措置
- ⑦ 指定工作物

第4章 建築物がでてからなくなるまで

第1節 建築工事が着工されるまで

- ① 設計と建築士制度
- ② 確認申請
- ③ 指定確認検査機関
- ④ 確認審査
- ⑤ 許可申請
- ⑥ その他

第2節 建築工事の着工に伴って

- ① 建築工事届
- ② 確認の表示の義務
- ③ 工事現場の危害の防止
- ④ 工事中の特殊建築物等の使用制限
- ⑤ 工事中の安全上の措置等の計画の作成及び届出

第3節 工事の中間段階における検査

- ① 中間検査の申請
- ② 中間検査合格証の交付と特定工程後の工事の施工

第4節 工事の完了と建築物の使用開始

- ① 完了検査の申請
- ② 検査済証と特殊建築物等の使用制限

第5節 建築物の維持管理

- ① 増改築・移転・修繕・模様替
- ② 建築設備の設置
- ③ 用途変更
- ④ 定期的な調査・検査と報告

第6節 建築物の除却

- ① 建築物除却届

第7節 仮設建築物

第5章 用語の定義・法令（省略）

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目2番地
仙台支社 〒961-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2018.1)11681



この印刷物は環境にやさしい
「植物性大豆油インキ」を使用しています。

一般社団法人 東京建築士会 専用申込書

新日本法規出版(株) 東京支社 営業部 担当 七戸 行

お申込書はFAXにて FAX 03-3235-7369

コード	書名	定価(税込)	販売価格(税込)	送料	申込部数
1438 (単行本)	建築申請memo2018 ※2018年2月下旬発行予定。 ◆書籍購入者用限定電子版閲覧権限付 (閲覧期限 2020年3月31日迄)	4,752円	4,276円	350円	部
1448 (単行本)	建築消防advice2018 ※2018年3月上旬発行予定。 ◆書籍購入者用限定電子版閲覧権限付 (閲覧期限 2020年3月31日迄)	5,292円	4,762円	350円	部
1168 (単行本)	2018 図解建築法規 ※2018年3月上旬発行予定。	3,456円	3,110円	460円	部

※2書籍以上または2部以上のお申込の場合送料は弊社負担と致します。

◆上記書籍を代金後払いにて申し込みます。

申込方法 下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。

納品方法 弊社より直接納品いたします。

代金支払 代金は、ご注文品に同封の請求書により郵便局または全国の主要コンビニエンスストアおよび、料金収納端末設置店にお支払いください。

※太枠内をご記入ください。

平成 年 月 日	ご 購 入 区 分	ご 職 業
	庁用・社用・個人	
□□□ - □□□□□		
ご住所		
フリガナ		
お名前 (名称)		印
TEL () -		ご担当
FAX () -		

※お客様都合による商品の返品はできません。万一、商品の不備・不良または注文した商品と受け取った商品の相違による交換は、商品到着後1週間以内にご連絡ください。

※お客様のお名前・ご住所などの情報は、ダイレクトメールのお届けやアンケート調査のお願いなど弊社の営業活動に限って使用させていただいております。

支社		役先又は取扱コード		七戸	30-00036-91A							
支社	役先	取扱	コード		納本	請求	入金	納区	案内	記号	請区	請時
3	0	8	9	1	5	9	8					